

(第1面)

申請者に関する事項（申請者が個人である場合）				
氏 名(フリガナ)		(フリガナ)		
住 所				
生 年 月 日		年	月	日 性 別
役員に関する事項（申請者が法人である場合）				
1	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別
2	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別
3	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別
4	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別
5	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別
6	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別
7	氏 名(フリガナ)	(フリガナ)		
	役 職 名			
	生 年 月 日	年	月	日 性 別

【旅館業法（第3条第2項抜粋）】

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、（中略）申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者